

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者（以下「森林所有者等」という。）の住所が不明なので、同法第189条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成20年9月5日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について
- 2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第33条の3において準用する同法第30条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示（平成20年7月22日付鳥取県告示第530号）の内容
（告示の内容）

(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

正木多四郎	西伯郡伯耆町丸山字上後谷ノ一1629
久古生産森林組合	西伯郡伯耆町久古字高平473の2
林原 新吉	西伯郡伯耆町番原字箕ヶ滝647
岡田治三郎	西伯郡伯耆町番原字箕ヶ滝648
浅田菊二郎	西伯郡伯耆町番原字箕ヶ滝649
下村 米蔵	西伯郡伯耆町真野字大才928
大原生産森林組合	西伯郡伯耆町大原字条ガケ平29の1
〃	西伯郡伯耆町大原字条ガケ平29の3
〃	西伯郡伯耆町大原字条ガケ平29の5
遠藤庸次郎	西伯郡伯耆町小町字前田下ノ一41
妹尾仁太郎	西伯郡伯耆町小町字前田下ノ一42
遠藤吉次郎	西伯郡伯耆町小町字前田下ノ一44
妹尾英三郎	西伯郡伯耆町小町字東山ノ内一147
妹尾亀一郎	西伯郡伯耆町小町字東山ノ内一148
坂本喜代美	西伯郡伯耆町小町字前田下3の6
妹尾平三郎	西伯郡伯耆町小町字前田下29
妹尾 順司	西伯郡伯耆町小町字前田下31
権代 とよ	西伯郡伯耆町小町字前田下32

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、伯耆町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び伯耆町役場に備え置いて縦覧に供する。)

3 通知の掲示場所 伯耆町役場

4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課